

秋の火災予防運動

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」(令和2年度統一標語)

10月19日から25日までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。ご自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか？尊い命や貴重な財産を守るため、いざという時に機能するか確認してみましょう。まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。

また、次の「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けてください。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

◆3つの習慣

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



◆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

[問合せ] 弘前消防本部予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ

甲種防火管理再講習

～該当する施設は受講を！～

- ▶日時 11月25日(水)
10:00～12:00
- ▶場所 黒石消防署 2階大会議室
(黒石市追子野木1丁目576)
- ▶受講料 無料ですが事前に書店などでテキストの購入が必要です。
- ▶申込期間
10月26日(月)～11月6日(金)
※消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受け付けします。

なお、申込み受付期間内であっても定員(60人)になり次第、受付を終了します。講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。

(<http://www.hirosakifd.jp/>)

[問合せ] 弘前消防本部予防課
☎32-5104

11月9日は「119番の日」です

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身につけましょう。



■火災など災害の問合せ (災害情報テレホンガイド)

☎ 0180-991-995

※一部の携帯電話、PHSなど利用できない電話があります。

■夜間、休日の救急医療情報 (医療機関紹介)

☎ 32-3999

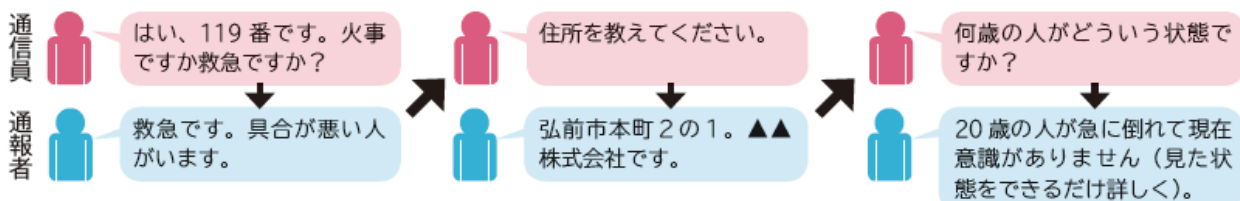
●119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入電話(一般・IP)や携帯・公衆電話などで通報すると消防本部通信指令課消防指令センター(弘前市大字本町)につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

●119番は緊急電話です

119番は緊急通報専用の電話です。災害などの問い合わせや、夜間・休日の救急病院の問い合わせなどは、上記の情報ダイヤルへ電話してください。

119番通報の仕方 ～救急時の例～



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで、出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。

※消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後でさらに詳しい情報を聴取していますので「早く出せ！」などと興奮して怒鳴ったりせず、情報の収集にご協力ください。

[問合せ] 弘前消防本部通信指令課 ☎32-5101